「とりあえず空き家」は後悔のはじまり!?

空き家を相続したらすぐすべきこと

「空き家を相続する予定だけど、何をすればいいの?」 「相続で空き家所有者になったけど、どうしよう?」 そんなお悩みをお持ちの方は是非ご参加ください!



参加無料

令和6年2月3日(土)

13:30~16:30 (13:00より受付)

三重県松阪庁舎 6階大会議室

講演会 先着<mark>80</mark>名 個別相談会 先着 6組

募集期間 令和5年12月18日(月)~令和6年1月19日(金)必着

※ 事前申込要

申込方法等の詳細は、裏面をご覧ください。

第1部 講演会(13:30~16:30)

●放置すると罰則も? 相続する前に知りたかった空き家の新ルールについて

荒井法律事務所 弁護士 あらい たつや 空き家等低利用不動産流通推進協議会 代表理事 **荒井 達也氏**



弁護士業のほか、群馬弁護士会空き家対策プロジェクトチームリーダーとして空き家問題に財産 管理制度を活用する取組みを実施されており、前橋市空家等対策協議会委員も務めておられます。 民法や不動産登記法など空き家や相続に関する法律関係などをご紹介いただきます。

●空き家が売れない2つの理由

株式会社KLC 代表取締役 空き家等低利用不動産流通推進協議会 理事 こばやし ひろのり 小林 弘典氏



「遊休地/負動産」を専門に扱う不動産会社で遊休地のマッチングや不動産取引サービスなどの 事業を展開されています。 **空き家が生み出す問題や空き家が売れない理由、すぐにすべきことな** どをご紹介いただきます。

第2部 個別相談会 講演会終了後(16:30~) 先着6組限定

第1部講演会終了後に、個別相談会を開催いたします。(1組20分程度) 空き家に関する悩みに対し、講師2名及び三重県職員が相談に応じます。

申込方法

│ 三重県 空き家セミナー Q

セミナー参加申込ページで必要事項を入力いただくか、以下の「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、 FAX・郵送等でご送付ください。

お申込みいただいた方には、後日参加 票を送付いたします。

※定員に達した場合は、参加いただけない場合がございますので、予めご了承ください。

●セミナー参加申込ページ https://logoform.jp/form/8vMX/389662







三重県松阪庁舎 6階大会議室 (松阪市高町138)

令和5年度 三重県空き家対策セミナー 参加申込書

「参加申込書」送付先 三重県 県土整備部 住宅政策課 空き家対策セミナー係

- FAXの場合:059-224-3147
- 郵送の場合:〒514-8570 津市広明町13
- ※ 申込期間:令和5年12月18日(月)~令和6年1月19日(金)必着

フリガナ					
代表者氏名				参加人数	人
電話番号					
電子メールアドレス					
希望する項目	1.	講演会の	<i>7</i> , 2.	講演会・個別	川相談会
相談希望の場合 先着6組 個別相談会を希望される 方は、相談内容を必ずご 記入ください。	【相談したい □相続 □解体 □活用	内容】	【具体的な内容】		
※相談内容について、事前確 認を行う場合がございますの で、ご了承ください。	□空き家バン □補助制度 □その他	ク			

ご記入された個人情報等は、本事業以外の目的に利用する事はありません。

【お問合せ】三重県 県土整備部 住宅政策課 TEL:059-224-2720 FAX:059-224-3147 8:30~17:15 (土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く)